

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金（8/9～8/22 8/19要請分）について

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた飲食店等の皆様に、営業時間短縮（以下、「時短」という。）をお願いいたしました。
- 県の要請に応じ、協力いただいた事業者に対して、下記のとおり「鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金」を支給します。

(1) 協力金の対象

次のいずれも満たす方となります。

- ① 西之表市、中種子町及び南種子町に、時短要請の対象となる施設を有しているものとする。
※ ただし、政治団体、宗教上の組織若しくは団体、その他知事が適当でない判断するものを除く。
 - ② 要請前は20時以降も営業していた施設で、県の時短要請（期間：令和3年8月9日（月）0時から同年8月22日（日）**8月19日（木）**24時までの全ての期間）に応じて、以下の時短要請にご協力いただいていること。
 - ・ 営業時間は、5時から20時までの間とする。
 - ・ 酒類の提供は、11時から19時までの間とする。
- | 要請内容 | 認証店以外 | 認証店 |
|-------|-----------|--|
| 営業時間 | 5時～20時まで | 選択制 (時短営業を実施 又は 通常営業) 時短営業を実施した場合は、協力金を支給 |
| 酒類の提供 | 11時～19時まで | |
- ※ 感染防止対策を徹底し、県の第三者認証を取得した店舗については、営業時間短縮要請に応じる、又は通常営業することを選択できます。
- ③ 時短要請の時点（令和3年8月8日）で、
 - ・ 対象区域において営業継続中であり、
 - ・ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた者が営業に使用する施設であること。
 - ④ 業種毎の感染拡大予防ガイドライン（業種別ガイドライン）等を遵守していること。
 - ⑤ 申請者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、鹿児島県暴力団排除条例第2条第1号から第4号に規定する暴力団等に該当しないこと。
また、前述の暴力団等が、申請者の経営に事実上参画していないこと。

(2) 協力金の金額

今回の協力金は、店舗の事業規模に応じて、額が決まります。

【中小企業】

売上高に応じて1店舗当たり「35万円から105万円」「**27.5万円から82.5万円**」

※1日当たりの協力金額（2.5～7.5万円）×要請期間（14日間）（**11日間**）

【大企業】※中小企業においても、この方式を選択可

※1日当たりの協力金額（①売上高減少額/日×0.4）×要請期間（14日間）（**11日間**）

※ただし、①の上限は「20万円/日」又は「前年度または前々年度の1日当たりの売上高×0.3」のいずれか低い方

(3) 申請受付

- ① 申請期間 令和3年8月23日（月）から10月15日（金）**10月22日（金）**まで
 - ② 申請窓口 〒892-8799 鹿児島東郵便局留 鹿児島県時短要請協力金給付事業事務局
（※ 8月23日（月）13時受付開始）
 - ③ 申請方法 「申請窓口」まで申請書類を簡易書留、レターパックで郵送（※事業者毎に申請）
 - ④ 申請書類 （※ 8月23日（月）13時に、県ホームページへ掲載します。）
（※ 対象区域（西之表市、中種子町、南種子町）の県支庁、市役所、町役場、商工会議所・商工会のほか、かごしま産業支援センターでも申請書類が受け取れます。）
- ア 協力金申請書〔指定様式〕
- イ 振込先口座通帳の写し
- ウ 本人確認書類（免許証の写し等）
- エ 営業実態が確認できる書類（確定申告書の写し等）
- オ 【店舗毎】申請する店舗の写真
- カ 【店舗毎】営業に必要な許可を有していることがわかる書類（食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく、飲食店営業又は喫茶店営業許可証の写し）
- キ 【店舗毎】営業時間短縮期間及び短縮した営業時間が確認できる書類（告知するポスター・チラシ、写真等）
- ク 誓約書〔指定様式〕
- ケ 売上高が確認できる書類 など

(4) 営業時間短縮要請・協力金について

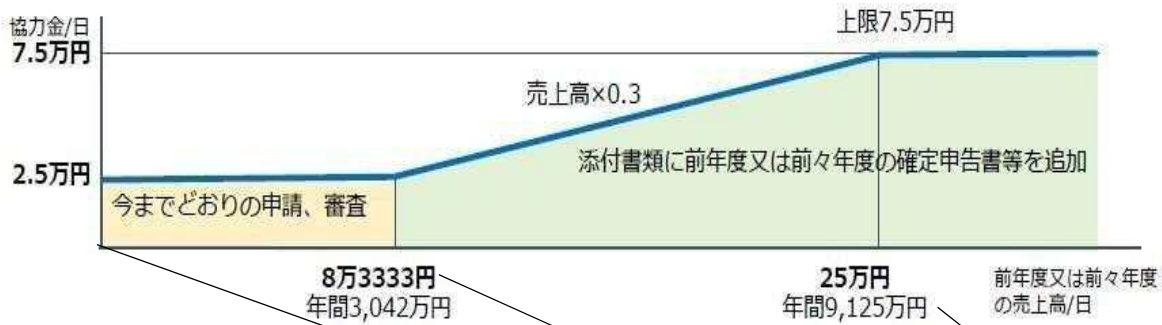
詳細は、県のホームページでお知らせしております（「営業時間短縮要請に関するよくある質問」は随時更新中）。

県トップページ > （中段）飲食店の時短要請・協力金 > （該当するものをクリック）

(5) お問い合わせ先

鹿児島県時短要請協力金給付事業事務局
099-295-0286（9：00～17：00（平日））

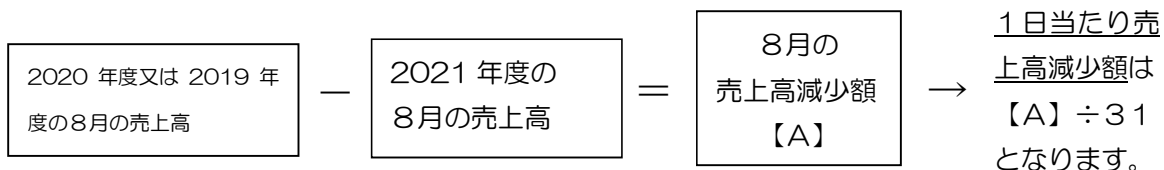
○ 中小企業（売上高方式）



| | | | |
|-----------------------------------|---|---|--|
| 2020 年度又は 2019 年度の 8月の1日当たり売上高 | ~8万 3,333円 | 8万 3,333円~25万円 | 25万円~ |
| 協力金の額 | 2万5千円 ×14日 11日 =35万円 27.5万円 | 1日当たり売上高×0.3（千円単位 に切り上げ）×14日 11日 ※売上高に応じて決定 (35万円~105万円) (27.5万円~82.5万円) | 7万5千円 ×14日 11日 =105万円 82.5万円 |

○大企業（売上高減少額方式）【中小企業においても選択可】

〈売上高減少額とは〉



$$\text{協力金額} = \frac{\text{1日当たり売上高減少額} \times 0.4}{\text{1日当たり売上高減少額}} \times 14日 11日$$

※上限は「20万円/日」又は「2020年度又は2019年度の1日当たりの売上高×0.3」のいずれか低い方

1：協力金の計算金額における1日当たりの売上高とは何ですか？

2020年度又は2019年度の時短要請月と同じ月の売上高 ÷ 当該月の日数

※8月9日（月）～8月22日（日）**8月19日（木）**の時短要請の場合、
「2020年8月又は2019年8月の売上高の合計 ÷ 31日」
となります。

2：協力金の計算金額における1日当たりの売上高減少額とは何ですか？

(2020年度又は2019年度の時短要請月と同じ月の売上高 - 2021年度の時短要請月の
売上高) ÷ 当該月の日数

※8月9日（月）～8月22日（日）**8月19日（木）**の時短要請の場合、
「(2020年8月又は2019年8月の売上高 - 2021年8月の売上高の合計) ÷ 31日」
となります。

3：月ごとの売上高はどのように確認すればよいですか？

飲食業売上高等に基づき支給額が決定されることから、売上高の確認のため、確定申告書の控えに加え、月毎の飲食業売上高等が記載された売上帳等の帳簿の写し等を提出していただきます。

売上高の確認のために提出を求める書類としては、以下のようなものを想定しています。

- ・法人税の確定申告書別表の一の控え（法人）
- ・法人事業概況説明書（月別売上高、兼業割合）の控え等（法人）
- ・所得税の確定申告書第一表の控え（個人）
- ・青色申告決算書（月別売上高）の控え等（個人）
- ・売上帳等の帳簿の写し（法人・個人）